

環境法政策レポート

DAIKAN

| | | |
|----------|--|-----|
| CONTENTS | 「環境法政策を読む」 | … 1 |
| | 2014年6月25日から2014年7月24日までに公布された主な環境法令 | …5 |
| | 2014年6月25日から2014年7月24日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令 | …5 |
| | 2014年6月25日から2014年7月24日までの主な行政情報 | … 5 |
| | 2014年6月25日から2014年7月24日までの主な裁判情報 | … 9 |
| | 2014年6月25日から2014年7月24日までの主なニュース | … 9 |

「環境法政策を読む」 容器包装リサイクル制度の見直し 3

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWG
中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会
第13回合同会合

昨年9月から容器包装リサイクル法の見直し審議が開始され、施行状況のヒアリングと論点整理を経て、これらに基づく個別論点についての審議が進められ、23日の13回会合でのペットボトルの循環利用及び指定法人のあり方についての検討によりひととおり審議を終了した。7月下旬から現在の容器包装リサイクル制度についてのパブリックコメントを実施し、次回以降の審議会の参考とし、年内の意見とりまとめを予定している。

□ 現在の容器包装リサイクル制度についてのパブリックコメント参考資料（抜粋）

■ 検討の視点

- 検討に当たり、以下の基本的かつ横断的な社会的要請にいかに対応していくか。
 - ・ 社会全体で見た天然資源の消費抑制
 - ・ 一般廃棄物の最終処分量の低減及び最終処分場の延命
 - ・ CO2排出量の削減、環境汚染物質の低減など社会全体の環境負荷の低減
 - ・ 上記を実現しつつ社会的費用の減少を目指した効率化
- 上記の要請を踏まえ、容器包装のライフサイクル全体を視野に入れながら、容器包装の3Rをどう進めるか。
 - ・ 上記の要請から優先されるべき容器包装のリデュースを、設計やリサイクルとの関係も念頭に置いて、どのように進めていくか。
 - ・ 容器包装のリユースを、社会や地域、生活実態を踏まえ、どのように進めていくか。
 - ・ 容器包装のリサイクルについて、現行の技術水準、有効な再生材需要の大きさ、多くの関係者が負担している様々な社会的コストを踏まえ、どのように持続可能なものとしていくか。

「環境法政策を読む」 容器包装リサイクル制度の見直し 3

- 消費者・自治体・特定事業者・再商品化事業者による、より効果的な役割や、主体間連携の強化、情報共有の円滑化のあり方はいかにあるべきか。

■主な論点

1. リデュースの推進

- 天然資源の消費の抑制のため、製品の設計段階でのリデュースを進める。
設計段階におけるリデュースの取組については、容器包装が果たすべき役割（食品の腐敗防止等）を保持しつつ、事業者の自主的取組の推進を図りながら、リデュースに係る環境配慮設計について、事業者による情報発信、事業者と消費者の連携（コミュニケーションなど）を進める。また、リデュース製品が消費者からより選択されるようにするための動機付けや啓発を考える。
- 小売り段階で付される容器包装のリデュースに関しては、レジ袋無料配布の禁止や小売事業者に削減目標の達成義務を課す等の強制的措置により進める。あるいは、これまでの実績を踏まえ、定期報告制度の運用、地域の協定に基づく取組等を通じた事業者による自主的取組及びその強化により進める。
- 容器包装リサイクル法に基づく定期報告義務対象者（容器包装多量利用事業者）や容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R推進マイスター）等、各地域においてリデュースに関する情報・ノウハウを有する関係主体が連携・協働して取り組む体制づくりを検討する。
- ごみ収集袋の有料化や地域住民との積極的な啓発チャンネルの開拓等の市町村における取組の促進を検討する。

2. リユースの推進

- 繰り返し使えるびんや食器の利用促進が考えられる中で、リユースの推進のあり方をどのように考えるか。具体的には、地産地消のびんリユースモデルの構築や、市町村による積極的なバックアップ等、地域におけるリユースびんの促進方策のあり方をどのように考えるか。
- 学校給食における牛乳びんについて、環境教育の意義の観点から活用のあり方をどのように考えるか。
- 地域循環圏の形成推進のために、コミュニティにおける情報共有の促進により、リユース容器の更なる活用を検討する。

3. 分別収集・選別保管

(1) 市町村と特定事業者の役割分担・費用分担等

- 現在の容器包装リサイクル制度が円滑に機能している点に鑑み、それぞれが担う現在の役割の効率化を進めながら、現行の役割分担を維持すべきか。あるいは、拡大生産者責任（EPR）の考え方に基づく役割を拡大し、容器包装廃棄物の分別収集・選別保管の役割を一定程度特定事業者に求めるべきか。

「環境法政策を読む」 容器包装リサイクル制度の見直し 3

- 市町村が行う容器包装廃棄物の選別保管と、特定事業者の負担で再商品化事業者が行うベールからリサイクルする物を選択する作業は、作業の内容が異なることを踏まえ、引き続き現状を維持すべきか。あるいは、運用の柔軟化等により、これらの作業の一体化を検討すべきか。

(2) 合理化拠出金のあり方

- 拠出金制度について、市町村の選別保管業務の質向上の取組に対するインセンティブとなった背景等を勘案し、引き続き市町村のインセンティブとなる工夫をすべきか。あるいは、創設当初の制度の意義は果たされたと考えてよいか。

(3) 店頭回収等の活用による収集ルートが多様化

- 自治体による収集だけでなく、店頭回収・集団回収などの収集ルートの多様化を促進していく。
- 店頭回収については、小売事業者が更なる環境負荷低減のために自主的に取組を行っているところ、効率的・効果的な分別排出・回収・リサイクルに資する役割として、これを積極的に評価する。その上で、取組を促進するために、関係法令の運用の整理を含め、どのような方策が考えられるか。また、リサイクルルートにどのように位置付けるべきか。

(4) プラスチック製容器包装の分別収集・選別保管のあり方

- 分別収集・選別保管のあり方については、環境負荷の低減・制度の合理化のために分別排出や再商品化のあり方と一体で検討する。
- プラスチック製容器包装については、全国の総収集量の拡大を図るため、分別収集に取り組む市町村の増加、分別収集量の増加をどのように進めるべきか。
- 再商品化の対象となる容器包装の収集に必要な指定ごみ袋の資源としての有効利用方策をどのように考えるか。
- 現行制度対象外の製品プラスチック等について、プラスチックの収集量拡大の観点から分別収集対象とすべきか。あるいは、その物性や負担のあり方の観点等から制度対象とすべきではないのか。

4. 分別排出

- 分別排出については、排出段階できれいに分別できる国は世界的にもまれであり、これまで市民のリサイクル意識の醸成に貢献してきたとの評価があるところ、更なる分別をどう考えるか。
- 市町村による分別排出に関する市民への啓発について、容器包装を選択している特定事業者が、発生抑制、再商品化に関する情報を適切に消費者に発信すべきか。あるいは、市民への啓発が本来市町村が行うべきであることに鑑み、特定事業者、再商品化事業者、市町村が連携して様々な情報を発信するのが効果的ではないのか。
- 識別表示については、サイズの拡大、複数の素材を用いた製品に表示する際に分かりやすさの向上等の観点及び紙製容器包装の回収量拡大の観点から、どのような方策が考えられるか。分別排出のあり方の検討との関係をどう考えるか。

5. 再商品化

(1) プラスチック製容器包装の再商品化のあり方

- プラスチック製容器包装の再商品化のあり方の検討に当たっては、諸外国の制度も参考にしながら、公表されているデータに基づき認識を共有する。また、それぞれの手法について環境負荷低減と資源の有効利用、経済コスト、分かりやすさ等の観点から検討すべき。
- 検討に際しては、材料リサイクルかケミカルリサイクルかという二者択一ではなく、材料・ケミカル両再商品化手法のそれぞれに課題があることを踏まえ、再生材市場に応じた多様な再商品化手法のバランスの取れた組合せを保ちつつ、健全な競争ができるよう、再商品化手法の特徴と再生材市場に応じた環境整備を行うべきではないか。
- 固形燃料化について、一般枠における通常のリサイクル手法として認めるべきとの意見が出される一方で、市町村がコストをかけて収集したものを燃料として利用することは、市町村における説明がつかないとの意見が出された。これまでの議論を踏まえてどのように位置付けを行うか。

(2) 再生材の需要拡大

- 再商品化をより円滑に進めていくため、再生材の需要拡大の促進方策を検討すべき。

6. その他

(1) 指定法人のあり方

- 上記論点について検討した上で、それにふさわしい指定法人の役割をどのように考えるか。
- 欧州のグリーン・ドット制度のようなマーク制度の導入や、フランチャイズチェーン加盟店舗に係る再商品化委託料の支払い方法の合理化、環境配慮設計推進の観点から再商品化委託料金の価格設定等、制度運用の効率化に向けた課題について、指定法人が貢献できる役割について積極的に検討すべき。

(2) ペットボトルの循環利用のあり方

- 市町村が収集したペットボトルの安定的な国内循環をどのように推進すべきか。市町村の独自処理について、どのように考えるか。

■ 事業者における留意点

再商品化では、特定事業者によるリサイクルしやすい設計や、市町村による質の高い分別収集・選別保管及び再商品化事業者の努力により、プラスチック製容器包装の落札単価は10数年間で半額になるなど、再商品化費用が低減した。このため、直近5年間では、再商品化処理量が増加傾向にある中で、特定事業者が負担する委託額全体は横ばいとなった。

社会的費用の減少を目指した効率化が前進したといえる。天然資源の消費抑制、最終処分場の延命、環境負荷の低減を実現する上で、事業者に求められる役割に関連して多くの多様な要素についての検討が行われており、議論の方向性を注視していく必要がある。